

令和 2 年 5 月 5 日記者発表資料

新型コロナウイルス対策本部事務局
三木市総合政策部危機管理課
担当：課長 本岡忠明 内線：2430
三木市健康福祉部健康増進課
担当：課長 後藤洋子
内線：715-101

緊急事態宣言に伴う 図書館の利用制限の緩和について

5月4日に政府が緊急事態宣言を延長したことに伴い、兵庫県は「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定しました。これを受け、三木市では5月5日午後1時30分から第19回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用について協議を行いました。

記

1 図書館の利用制限の緩和について

○対象施設

- ・中央図書館、吉川図書館

○対応

- ・インターネット及び電話による予約本の貸出を再開する。
- ・予約本の貸出の日時については、事前に本人と調整し、密集を防ぐ。

※貸出時間：午前10時～午後6時

※貸出場所：図書館入口の臨時カウンター

○期間

- ・令和2年5月11日（月）～5月31日（日）まで

※今後の発生状況により変更する場合があります。

問い合わせ先 三木市総合政策部危機管理課
電話 0794-82-2000（内線 2430）